

令和 9 年 4 月開始

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
事業者募集要項

令和 8 年 6 月
大分市子どもすこやか部
保育・幼児教育課

目次

1 事業の目的と公募の概要	4
2 注意事項	4
3 全体スケジュール（予定）	4
4 募集する受け入れ人数	5
5 こども誰でも通園制度の事業内容について	5
6 実施要件	8
7 事業開始時期	9
8 給付費等	9
9 応募資格	10
10 失格事項	11
11 事業者として果たすべき責任	11
12 応募上の注意事項	12
13 募集要項の配布期間	12
14 質問の受付	12
15 応募手続き	13
16 認可保育所等の審査について	15
17 応募費用	15

18 担当課	15
19 設備及び運営に関する基準の概要	16

1 事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな通園給付制度です。

こども誰でも通園制度は、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されています。

この度、本市で令和 9 年度から「こども誰でも通園制度」を実施する事業者を募集します。

また、応募した事業者の中から基準等を満たす事業者のみ社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の意見聴取の対象とし、意見聴取の結果、事業に支障が無いと認められる事業者は本市の認可を受けて事業を開始するものとします。

2 注意事項

- ①応募する事業者については本市で制定した条例をはじめ、関係法令を遵守すること。
- ②「こども誰でも通園制度」は、保育所等と同様に認可を受けて実施する事業であり、本市が定める計画に基づき提供体制を確保していくものです。したがって、認可を受けた後も、安定的かつ継続的に事業を実施することを前提として、必要な運営体制を確保できる事業者からの応募を受け付けます。
- ③施設整備にかかる補助、ICT 導入にかかる補助など施設や設備に関する補助は実施しません。

上記 3 点について十分ご理解いただいた上で、応募をお願いします。

3 全体スケジュール（予定）

内容	日程
募集要項の配布（P12）	令和 8 年 6 月 26 日（金）～
質問票の受付・回答（P12）	令和 8 年 6 月 29 日（月）～
事前相談書の受付期間（P12）	令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 7 月 13 日（月）
応募申請書の受付期間（P12）	令和 8 年 6 月 29 日（月）～令和 8 年 8 月 10 日（月） ※事前相談書を提出した事業者のみ申請できます。
現地確認	応募書類を受け付けた事業者から随時行う
応募書類等審査期間	令和 8 年 8 月 12 日（水）～
審査結果通知	令和 8 年 10 月末頃
社会福祉審議会による意見聴取	令和 8 年 11 月頃
認可	令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月頃
子ども・子育て会議による意見聴取	令和 9 年 2 月頃
確認	令和 9 年 3 月末頃まで

4 募集する受け入れ人数

新たに合計 65 人程度を募集します。

ただし、応募多数の場合には選考を行う場合があります。

事業者は任意の時間において、以下①～③いずれかの実施方法を選択し、各々の実施方法で受け入れることのできる利用定員（1 人～6 人）を設定してください。

- ① 一般型（専用室独立）
- ② 一般型（在園児合同）
- ③ 余裕活用型

※実施方法の詳細は P 6（6）を参照してください。

こども誰でも通園制度は、利用定員を超えてこどもを受け入れることはできません。
利用定員の設定に当たっては、職員配置、保育室等の面積等を十分に勘案し、受け入れることができる人数を設定してください。

5 こども誰でも通園制度の事業内容について

（1）利用対象者

0 歳 6 か月～満 3 歳未満（3 歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下この要項において同じ。）で保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていないこども。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている 0 歳 6 か月～満 3 歳未満のこどもは対象とします。

また、こども誰でも通園制度は保育所等に通っていないすべてのこどもと、その家庭への支援を目的としています。こどもの障害の有無等にかかわらず、受入れができる体制の整備に努めるとともに、制度の趣旨を十分に理解した上で応募してください。

（2）受け入れるこどもの年齢及び定員

受け入れるこどもの年齢は次の①～③のいずれかとし、定員は上記「4 募集する受け入れ人数」の範囲内において事業者が選択してください。

なお、年齢は当該年度の 4 月 1 日時点を基準とする。

- ① 0 歳児、1 歳児及び 2 歳児を受け入れる
- ② 1 歳児及び 2 歳児のみ受け入れる
- ③ 2 歳児のみ受け入れる

（3）こどもの受入れ方法

受け入れるこどもに対し、月 10 時間以内の定期的な利用、定期的でない柔軟な利用又はそれらを組み合わせた利用の形で受け入れを行う。

(4) 実施事業者

こども誰でも通園制度においては、①日々、利用するこどもが異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、事業に従事する職員間の適切な情報共有が重要であること、②こどもを理解するには一定の時間がかかる中で、こどもの特性等を短時間で可能な限り把握する力が求められることから、募集する事業者は、「応募時点において大分市内で保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下、この要項において同じ。）、幼稚園、大分市に届出をしている認可外保育施設（企業主導型保育事業所を含み、居宅訪問型保育事業を除く。以下この要項において同じ。）」を一年以上運営している事業者とします。

また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）により、こども誰でも通園制度を実施する事業者は、児童対象性暴力等の防止等のための措置を講ずる必要があります。詳細は本要項 11 ページ「事業者として果たすべき責任」に記載していますので、必ずご確認ください。

なお、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業者が応募する場合には、原則として、認可保育所等の利用定員を下げることは認めません。

(5) 実施事業所（場所）

既存の保育施設内で実施する、又は新たに敷地外に専用の事業所を設ける。

ただし、新たに敷地外に専用の事業所を設ける場合においては管理者 1 人、事業に従事する職員 2 人以上（内、半数以上は保育士）を配置すること。

(6) 実施方法

一般型（専用室独立、在園児合同）又は余裕活用型で実施する。

	実施方法
一般型 専用室独立	保育所等の定員とは別に「こども誰でも通園制度」の定員を設け、 在園児とは別の部屋で「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受入れる。
一般型 在園児合同	保育所等の定員とは別に「こども誰でも通園制度」の定員を設け、 在園児と同じ部屋で「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受入れる。
余裕活用型	保育所等の空き定員の範囲内において、在園児と同じ部屋で 「こども誰でも通園制度」を利用するこどもを受け入れる。

※余裕活用型を実施できる施設は 3 号認定の利用定員を設定している認可保育所、認定こども園、地域型保育事業です。

【早見表】

施設類型/実施方法	一般型	余裕活用型
・ 認可保育所 ・ 地域型保育事業 ・ 3号認定の利用定員を設定している認定こども園	◎	◎
・ 幼稚園 ・ 認可外保育施設 ・ 3号認定の利用定員を設定していない認定こども園	◎	×

※余裕活用型により応募ができる事業者は、前年度（令和7年度）における保育所等の入所状況について、各月の入所児童数がいずれの月も利用定員を下回っており、年間を通じて利用定員に空きがあることが確認できる事業者とします。なお、利用定員を超えての弾力的な受入れ可能人数や、欠席等により一時的に生じる空きは、余裕活用型の利用定員には含めません。

（7）実施日時

①【一般型（専用室独立）】

原則として1日2時間以上かつ、週3日以上の上入れ枠を確保すること。

②【一般型（在園児合同）】及び【余裕活用型】

在園児の保育に影響がない日時及び曜日を事業者が判断し決定すること。

なお、いずれの場合も事業認可後に実施日時を変更する際は、利用者への周知や説明等が必要となり、変更に関時間を要する場合があるため、それを考慮して決定してください。

（8）利用料

こども誰でも通園制度の実施に係る費用はすべて給付費で賄われることから、保護者の負担する利用料は無料です。

なお、給食費等の通常利用者に負担させることが適当と認められるものは実費で徴収することができます。

また、こども誰でも通園制度の実施に当たり質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、こども誰でも通園制度の実施に要する費用と給付費との差額に相当する金額の範囲内で設定する額を上乗せ徴収として受けることができます。（ただし、令和8年度にこども誰でも通園制度を実施する市内の事業者は上乗せ徴収を行っていません。）

こどもの上入れに対して支払われる給付費等については「8 給付費等」を参照してください。

(9) こども誰でも通園制度総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が web 上で運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム（通称：つうえんポータル、愛称：つうポ）」を利用すること。

なお、本システムにおける推奨環境及び接続環境は次のとおりです。

【システム利用推奨環境】

端末	OS	OS バージョン	ブラウザ（最新版）
PC	Windows	Windows 11	Microsoft Edge/ Google chrome
タブレット	Android	Android16.x/15.x/14.x	Google Chrome
タブレット	iPadOS	iPadOS 26.x/18.x	Safari
スマートフォン	Android	Android16.x/15.x/14.x	Google Chrome
スマートフォン	iOS	iOS 26.x/18.x	Safari

【システム利用 接続環境】 インターネット接続

6 実施要件

(1) 設備運営基準

別添 1「大分市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

※設備及び運営に関する基準の概要を本募集要項の最終ページに記載しているので、
条文とともに必ず確認してください。

(2) 運営に関する基準

別添 2「大分市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」のとおり。

(3) 実施に関する基本的事項、留意事項等

別添 3「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」のとおり。

(4) こども誰でも通園制度総合支援システム

別添 4「利用マニュアル 事業者用」のとおり。

(5) 各種通知等について

別添 5「令和 7 年 2 月 26 日付こ成保発第 154 号乳児等通園支援事業の認可等について」

※社会福祉法人の場合は、乳児等通園支援事業の認可後に乳児等通園支援事業の実施を定款に記載する必要があります。学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大分県）にご相談ください。

別添 6 「児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の指導監査について（通知）」

別添 7 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る社会福祉法上の事業区分等について」

別添 8 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る学校法人における会計に関する表示について」

7 事業開始時期

令和 9 年 4 月 1 日（木）より開始予定。

ただし、利用者との面談は認可後、令和 9 年 4 月 1 日（木）よりも前に随時実施すること。

なお、やむを得ない理由により、令和 9 年 4 月 1 日（木）から開始が困難な場合は、個別に協議のうえ決定します。

8 給付費等

令和 8 年度における給付費の基本分単価及び加算分単価については以下のとおりです。

令和 9 年度以降の給付費等については国により変更される可能性があります。

① 基本分単価 こども一人 1 時間当たり

	項目	単価
1	0 歳児	1,700 円
2	1・2 歳児	1,400 円

※年齢は当該年度の 4 月 1 日時点を基準とする。

② 加算分単価

本制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行います。こどもが加算の対象であるか否かの判断は、利用者の支給認定証において確認してください。また、加算の詳細については別添 5 「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について」を参照してください。

- 1 障害児加算（1 時間当たり単価 600 円）
- 2 医療的ケア児加算（1 時間当たり単価 2,500 円）
- 3 要支援家庭のこども加算（1 時間当たり単価 600 円）
- 4 初回対応加算（1 回当たり単価 0 歳児：1,700 円、1・2 歳児：1,400 円）
- 5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1 時間当たり単価生活保護世帯：300 円上限、市町村民税所得割合算額 77,101 円未満である場合、要支援家庭である場合：200 円上限）

- 6 賃借料加算（1 時間当たり単価 200 円（賃貸借契約金額が上限））
- 7 特別地域加算（1 時間当たり単価 300 円）
- 8 保護者支援面談加算（1 回当たり単価 1,400 円）

9 応募資格

応募者が次に掲げる条件を全て満たしていること。

- （1）大分市内で保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、大分市に届出をしている認可外保育施設（以下「対象施設等」という。）を一年以上運営している事業者のうち、任意の時間において利用対象者を 1 人から 6 人受け入れることのできる事業者であること。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である事業者でないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していないこと、また、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っていないこと、その他「大分市暴力団排除条例」（平成 23 年大分市条例第 19 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。
- （4）法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等の税金を滞納していないこと。
- （5）不動産の貸与を受けて乳児等通園支援事業所を設置する場合には、原則として、その不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
 - ①建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
 - ②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

※応募する事業者が社会福祉法人及び学校法人以外の事業者の場合は以下（6）～（10）の条件についても満たしていること。

- （6）直近の会計年度において、事業全体の財務状況について 3 年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。なお、3 会計年度経過していない事業者については、過去に黒字の年度があること。
- （7）不動産の貸与を受けて設置する場合は、安定的に賃借料を支払いうる財源が確保されており、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1,000 万円以上を通預金等により保有していること。
- （8）乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員

（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。

（９）実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

（１０）児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

10 失格事由

下記の各号のいずれかに該当する場合は、書類審査等を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

- （１）認可に係る事項について、社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- （２）書類審査等に関する不当な要求等を直接・間接を問わず申し入れた場合
- （３）提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- （４）提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- （５）本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- （６）その他不正行為があった場合

11 事業者として果たすべき責任

- （１）個人情報保護の取り扱い

事業の実施に際して入手した個人情報は、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

- （２）法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・子ども・子育て支援法
- ・児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
- ・地方自治法、地方自治法施行令
- ・労働基準法、労働安全衛生法
- ・こども性暴力防止法
- ・その他関連法規

- （３）こども性暴力防止法について

認可外保育施設は、こども性暴力防止法に規定する法定事業ではありませんが、こども誰でも通園制度は法定事業に該当します。

そのため、認可外保育施設がこども誰でも通園制度を実施する場合は、認可外保育施設についてもこども性暴力防止法の認定を受け、こどもと接する者の範囲を整理し、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認、防止措置、情報管理、研修、相談・報告体制等を適

切に実施できる体制を整備してください。

上記の体制が確保できない場合は、こども誰でも通園制度の実施体制として不適切であると判断します。

※こども性暴力防止法では、複数の認可外保育施設を運営している場合、全ての施設で認定を受ける必要があります。

詳細はこども家庭庁のホームページや「こども性暴力防止に関する Q & A」を参照してください。

(4) 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(5) 危機管理体制

事業者は、施設の安全管理を徹底し、危機管理マニュアル等の作成や定期的な災害及び防犯訓練を行うなど、職員に周知を図るとともに、連携体制のもとに事故防止に努めること。

12 応募上の注意事項

(1) 事業者募集に関する説明会は実施しません。

(2) 申請者から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報保護法及び関係法令の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類については、返却しません。

(3) 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

13 募集要項の配布期間

令和8年6月26日（金）からホームページ上で公開（配布）します。

14 質問の受付

本要項や書類作成に関する質問は質問票に記載のうえ、メールでお問い合わせください。原則として2～3日後（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）までには回答いたします。また、応募者全員に共通する質問であると本市が判断した質問については市ホームページ上に掲載することとします。なお、受付期間後及び不着の質問等についてはお答えできません。

項目	受付期間
本要項に関する質問	令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 7 月 10 日（金）まで
書類作成に関する質問	令和 8 年 6 月 26 日（金）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで

【宛先】 保育・幼児教育課メール hoikuyojikyoku@city.oita.oita.jp

15 応募手続き

応募手続きについては【(1) 事前相談書の提出】において、認可の基準を満たす見込みがあると確認できた事業者のみ【(2) 応募申請書の提出】を受け付けます。なお、必要な手続きや書類は以下のとおりです。

(1) 事前相談書の提出

応募申請書の提出の前に、認可の基準を満たす見込みがあるかを確認するため、必ず、以下①②を各 2 部ずつ大分市役所別館 3 階保育・幼児教育課窓口まで事前に提出してください。

また、事前相談書の内容を確認することから、前日までに必ず電話で来庁時間を担当者として調整してください。事前連絡なく来庁した場合は対応不可とし、書類も受理しません。

【事前相談書】

- ① 別添「令和 9 年度実施 乳児等通園支援事業 事前相談書」
- ② 実施施設の図面（事業実施予定の保育室等の有効面積が分かるもの）

【受付期間】 令和 8 年 6 月 29 日（月）から令和 8 年 7 月 13 日（月）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【連絡先】 097-585-6016（保育・幼児教育課 施設担当班直通）

【担当者】 高木（タカキ）

(2) 応募申請書の提出

応募申請書類については、別添「提出書類一覧表（チェック表）」のとおりです。

なお、事業者は下記「応募申請書の提出にかかる留意事項」を確認の上、正副 2 部を大分市役所別館 3 階保育・幼児教育課窓口まで提出してください。

【受付期間】 令和 8 年 6 月 29 日（月）から令和 8 年 8 月 10 日（月）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く）

【連絡先】 097-585-6016（保育・幼児教育課 施設担当班直通）

【担当者】 高木（タカキ）

【応募書類の様式について】

- ・ 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A 4 縦型（図面も含めて）、横書きで作成してください。（A 4 サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A 3 サイズとし、片袖折りで作成してください。）
- ・ 応募書類は「片面印刷」で提出してください。
- ・ 応募書類はダブルクリップ等で提出してください。「ホチキス止め」や「製本」にしないでください。なお、パンチによる穴あけは可とします。

【応募申請書の提出にかかる留意事項】

- ・ 書類は正副 2 部提出すること。また、別添「提出書類一覧表（チェック表）」に★印があるものは、書類の受付後に別途 PDF データでも提出してください。
- ・ 応募書類の内容に基づいて質問を行う場合があるので、応募事業者も必ず控えをとること。
- ・ 応募書類の提出は持参のみとし、郵送等による受け付けは行いません。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡してください。事前連絡なく来庁した場合は対応不可とし、書類も受理しません。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。
- ・ 受付期間中の書類差替えは可能とするが、受付期間終了後については、原則、書類差替え等は認めません。
- ・ 受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されるため、あらかじめ時間に余裕をもって対応してください。
- ・ 提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
- ・ 応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックしてください。
- ・ 募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理を断る場合があります。応募書類については必ず内容を確認のうえ、提出してください。
- ・ 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 応募については、選考終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- ・ 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。

16 認可保育所等の審査について

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等の中で本事業を実施する場合、審査項目の一部を省略します。詳細は提出書類一覧表（チェック表）等を参照してください。

17 応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

18 担当課

大分市荷揚町2番34号 荷揚複合公共施設3階

大分市子どもすこやか部 保育・幼児教育課 施設担当班 高木（タカキ）

電話：097-585-6016

メール：hoikuyojikyoiku@city.oita.oita.jp

19 設備運営に関する基準の概要

事業区分	一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業
事業実施者	認可基準を見たす事業者	保育所・認定こども園・ 家庭的保育事業者等
必要な設備	乳児室・ほふく室・保育室又は遊戯室及び便所	
保育室の面積基準	0・1歳児 1人あたり 3.3 m ² →ほふくしない乳児は 1.65 m ² 2歳児 1人あたり 1.98 m ²	0・1歳児 1人あたり 3.3 m ² →ほふくしない乳児は 1.65 m ² 2歳児 1人あたり 1.98 m ² ※家庭的保育事業は年齢に関わらず 1人あたり 3.3 m ²
職員配置	0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 ※こども誰でも通園制度を実施する時間 に事業に専従する保育士を配置すること。 ※半数以上は保育士であること。 ※2人を下回ることはいないが、同施設内の保育所等の職員の支援を受けられる場合は、1人でも可。	0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 ※原則、各年齢（0～2歳）児のクラス 担任が受入れを行う ※家庭的保育事業は年齢にかかわらず 3人につき1人
その他一般原則	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の保育所の基準と同様	

※一般型（在園児合同）及び余裕活用型により実施する場合は、在園児とこども誰でも通園制度の利用児童を同じ保育室等で受け入れることとなるため、**保育室の面積については、在園児とこども誰でも通園制度の利用児童を合算した人数に応じて、基準を満たす必要があります。**